

永平寺町会計年度任用単純労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和5年11月30日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町規則第24号

永平寺町会計年度任用単純労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

永平寺町会計年度任用単純労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(令和2年永平寺町規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)給料表

単位：円

職種	号給	給料月額
単純労務職	1	147,100
	2	148,100
	3	149,100
	4	150,100
	5	151,200
	6	152,300
	7	153,400
	8	154,400
	9	155,300
	10	156,400
	11	157,500
	12	158,600
	13	159,500
	14	160,600
	15	161,800
	16	162,900
	17	164,000

	18	165,400
	19	166,700
	20	167,900
	21	169,000
	22	170,200
	23	171,400
	24	172,600
	25	173,700
	26	175,200
	27	176,700
	28	178,200
	29	179,600
	30	181,000
	31	182,500
	32	184,000
	33	185,400

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 この規則の施行の際、改正後の永平寺町会計年度任用単純労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定を適用する場
合においては、改正前の永平寺町会計年度任用単純労務職員の給与、勤務時間その他の
勤務条件に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による
給与の内払いとみなす。